

- 国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、住宅用など従来需要に加えて、CLT（直交集成板）や木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。
 - 一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲が低下している中、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況。
- ⇒ 林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、**国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進**を図るための一体的な措置を講じる。

森林資源の再造成の確保 (森林法)

▶ 伐採後の再造林を確保

(森林法第10条の8)

〔森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け〕

▶ 深刻化する鳥獣害を防止

(森林法第11条)

〔森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加〕

国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木安法)

▶ 森林組合等による施業の集約化を促進

(森林組合法第26条、第26条の2、第101条の2)

〔経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、森林組合自らが森林を経営する事業の要件緩和、森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置〕

▶ 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化

(森林法第10条の12の2～第10条の12の8)

〔所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置〕

▶ 林地の境界情報等を整備

(森林法第191条の4～第191条の6)

〔市町村が林地台帳を作成する制度を創設〕

▶ 国産材の安定的な広域流通を促進

(木安法第4条、第8条)

〔都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設。上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置〕

森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林総研法、分収法)

▶ 奥地水源林の整備を推進

(森林総研法第2条、第13条)

(森林法第39条の5)

〔整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した(研)森林研究・整備機構を位置付け〕

▶ 分収林契約の内容変更を円滑化

(分収法第11条～第18条)

〔1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設〕

▶ 違法な林地開発を抑制

(森林法第206条)

〔違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化〕

共有林の持分移転の裁定制度の創設(森林法)

➤ 共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、一定の裁定手続き等を経て、伐採・造林ができるようにする。

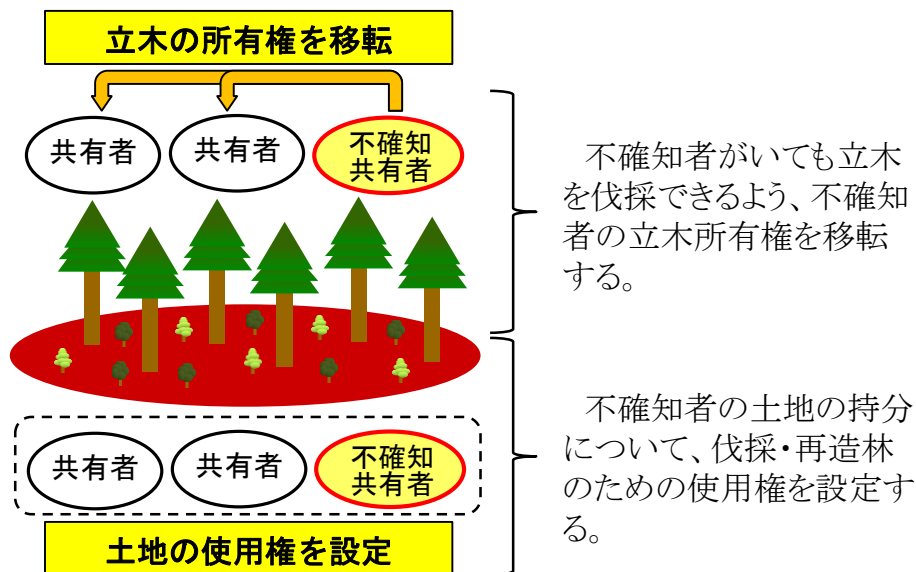
■現状と課題

共有林^(注)の伐採を行うためには、民法の規定により、共有者全員の合意が必要。
一方、共有者の不在村化等に伴い、共有者の一部が所在不明(不確知)となるような森林では、施業の意思を有している共有者がいても伐採できない。

(注)共有林:立木が共有となっている森林

■改正後(創設)

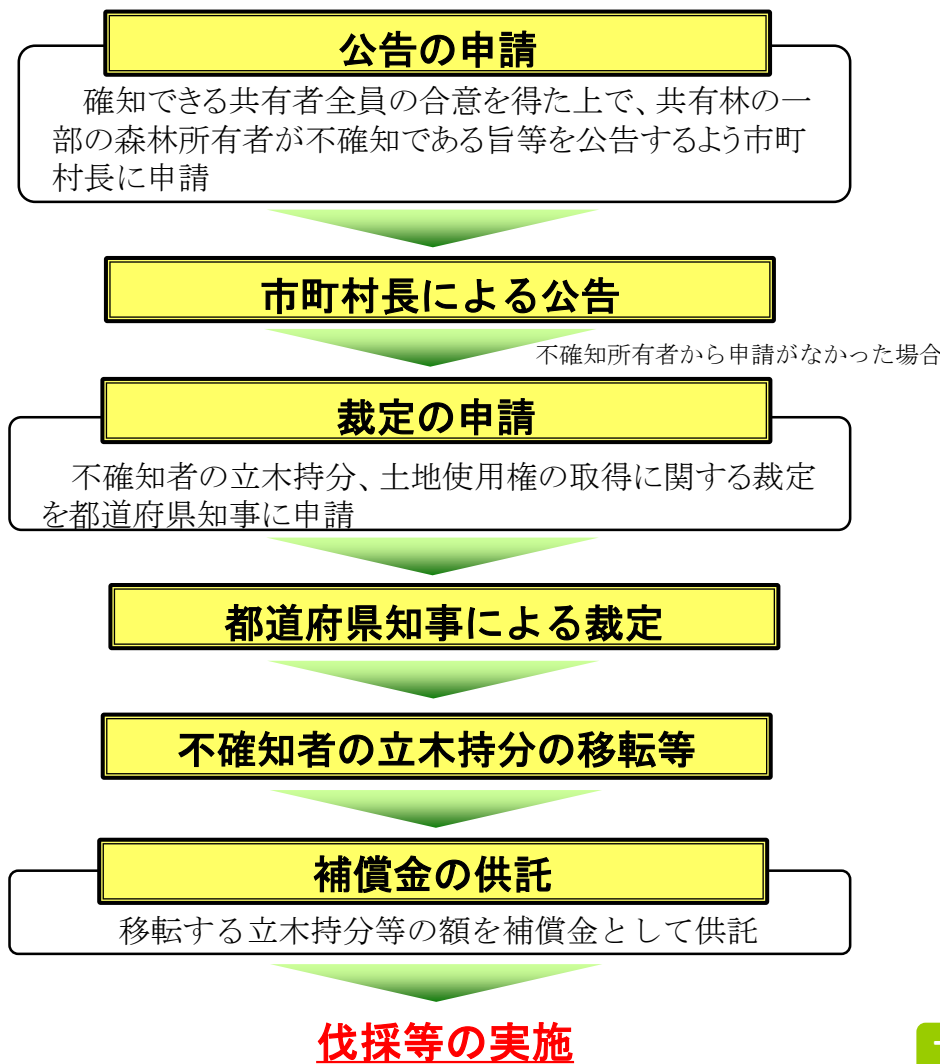
都道府県知事による裁定、補償金の供託等を経たうえで、不確知者の立木の共有持分を移転、土地の使用権を設定する制度を創設することにより、伐採・造林が可能となる。



不確知者がいても立木を伐採できるよう、不確知者の立木所有権を移転する。

不確知者の土地の持分について、伐採・再造林のための使用権を設定する。

【立木所有権の移転等の流れ】



林地台帳の整備(森林法)

- 市町村が林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合や林業事業者等が取り組む所有者や境界の特定、施業集約化を行いやすくする。

■現状と課題

森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々となっております、統一的にまとまった形で整備されていない。

【現状】

施業集約化を進めるため、森林組合や林業事業者等が、不動産登記簿、地籍調査、森林簿等の情報を独自に入手し、所有者を特定し、境界を明確化。

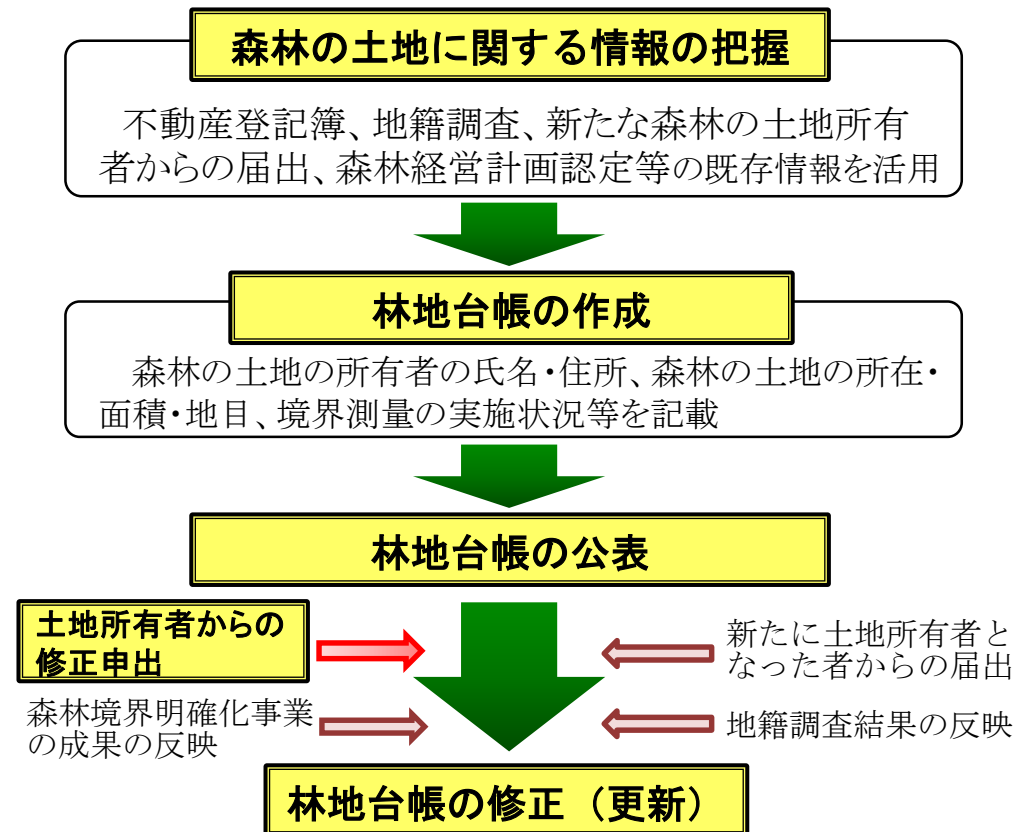
【課題】

森林組合等の自助努力のみでは、情報入手や所有者確認には限界があり、所有者や境界の特定が進まない状況。

不在村所有者の増加や所有者の世代交代等により、所有者や境界の特定が、今後ますます困難になるおそれ。

■改正後(創設)

市町村が、統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することにより、森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができるようになる。



分収林契約の変更特例の創設(分収林特措法)

- 分収林契約について契約当事者全員の合意がなくても、1/10を超える異議がないことをもって、契約条項を変更できるようにする。

※ここでいう1/10は分収割合

■現状と課題

分収林契約の変更には全員の合意が必要だが、不在村化が進むなど契約当事者の一部が所在不明となるようなケースでは、全員の合意が得られず、契約変更が困難となっている。

【分収林を巡る状況】

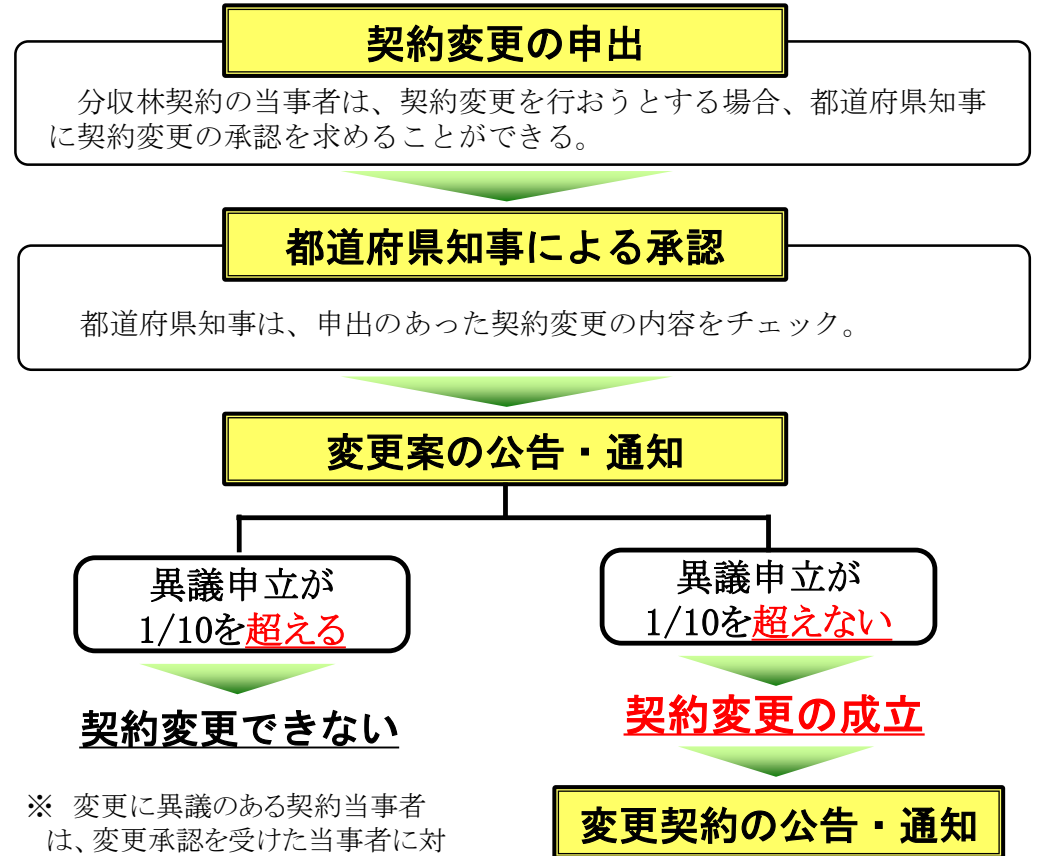
- 木材価格の下落、労賃の上昇により、契約で定めた時期に伐採しても、適正な収益が得られず、
- 森林所有者が再生林を行わないおそれ
 - 育林コストを負担してきた林業公社が、経営を継続できなくなるおそれ

【対応方向】

上記課題を解消するためには、契約期間の延長、分収割合の変更を行い、伐採収益全体の増大、費用負担に応じた収益配分の見直しを図る必要

■改正後(創設)

所在不明な契約当事者がいても、一定の要件を満たせば、契約期間(伐期)の延長、分収割合等の契約変更ができるようにする。



※ 変更し異議のある契約当事者は、変更承認を受けた当事者に対し、持分の買取を請求できる

変更契約の公告・通知

施業集約化の加速化

【平成29年度予算概算要求額 1,115,012(620,147)千円】

- 国産材を安定的に供給するためには、早急に森林所有者・境界の明確化を進め、意欲ある担い手に施業を集約化して効率的に森林施業を進めることが必要。
- 今般の森林法改正により、施業集約化の促進に向けて、市町村が所有者情報等を一元的にとりまとめて担い手に提供する林地台帳制度が創設されたところ、平成31年4月までに全ての市町村において確実に林地台帳を整備する必要。
- このため、「ICTを活用した所有者情報・資源情報の整備」、「所有者・境界の明確化」を車の両輪として施業集約化を加速化する。

